

計 量 証 明 書

株式会社ウォーターエージェンシー

様



No. 2404 004

2024年7月8日

業務名	高須浄化センター分析その1業務
試料名	脱水ケーキ
採取日	2024年6月5日
採取者	弊社採取

計量証明事業登録第10456号

株式会社

781-5103高知市

環境技術センター

783-0085南国市

TEL (088) 837 - 6690

環境計量士 登録番号第10456号

(濃度関係)

氏 名 伊 藤 裕 之



御依頼の試料について計量した結果、下記のとおりであることを証明致します。

記

計 量 項 目	単位	計 量 結 果	計 量 方 法
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	環境庁告示第59号付表3
水銀又はその化合物	mg/L	< 0.0005	環境庁告示第59号付表2
カドミウム又はその化合物	mg/L	< 0.009	JIS K0102 55.4
鉛又はその化合物	mg/L	< 0.03	JIS K0102 54.4
有機燐化合物	mg/L	< 0.1	環境庁告示第64号付表1
六価クロム化合物	mg/L	< 0.1	環境庁告示第13号別表第1
砒素又はその化合物	mg/L	< 0.03	JIS K0102 61.4
シアン化合物	mg/L	< 0.1	JIS K0102 38.5
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	< 0.0005	環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.01	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.01	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	mg/L	< 0.02	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	mg/L	< 0.002	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.004	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.1	JIS K0125 5.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.04	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.3	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.006	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.002	JIS K0125 5.1
チ ウ ラ ム	mg/L	< 0.006	環境庁告示第59号付表5
シ マ ジ ン	mg/L	< 0.003	環境庁告示第59号付表6
チオベンカルブ	mg/L	< 0.02	環境庁告示第59号付表6
ベンゼン	mg/L	< 0.01	JIS K0125 5.1
セレン又はその化合物	mg/L	< 0.03	JIS K0102 67.4
1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.05	環境庁告示第59号付表8

【備考】

- ・脱水ケーキは計量法第107条に定める計量証明対象項目には該当しない。
- ・溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）に従う。
- ・「不検出」とは定量下限値未満を示し、アルキル水銀化合物の定量下限値は 0.0005 mg/L である。
- ・「<」は定量下限値未満を示す。

計 量 証 明 書

株式会社ウォーターエージェンシー

様



No. 2404 004-2
2024年7月8日

業務名	高須浄化センター分析その1業務
試料名	脱水ケーキ
採取日	2024年6月5日
採取者	弊社採取

計量証明事業登録南国第10456号
株式会社 東洋技研
781-5103高知市大塚1-1902番地
環境技術センター
783-0085南国市十文字
TEL (088) 837 - 6690
環境計量士 登録番号第10456号
(濃度関係)

氏 名 伊 藤 裕 之



御依頼の試料について計量した結果、下記のとおりであることを証明致します。

記

計 量 項 目	単位	計 量 結 果	計 量 方 法
アルキル水銀化合物	mg/kg	< 0.03	下水試験方法 (2012) 2.2.4.1
水銀又はその化合物	mg/kg	0.31	下水試験方法 (2012) 3.2.6.1
カドミウム又はその化合物	mg/kg	0.8	下水試験方法 (2012) 3.2.1.3
鉛又はその化合物	mg/kg	16.5	下水試験方法 (2012) 3.2.2.3
有機りん化合物	mg/kg	< 5	下水試験方法 (2012) 2.2.2.1
六価クロム化合物	mg/kg	< 2	下水試験方法 (2012) 3.2.4.1
ひ素又はその化合物	mg/kg	5.9	下水試験方法 (2012) 3.2.5.3
シアン化合物	mg/kg	< 5	下水試験方法 (2012) 2.1.33.1
PCB	mg/kg	< 0.1	下水試験方法 (2012) 2.2.3.1
亜鉛又はその化合物	mg/kg	994	下水試験方法 (2012) 3.2.9.3
銅又はその化合物	mg/kg	313	下水試験方法 (2012) 3.2.8.3
含水率	%	81.0	下水試験方法 (2012) 5.1.6

【備考】

- ・脱水ケーキは計量法第107条に定める計量証明対象項目には該当しない。
- ・含水率以外の分析結果は乾物換算値で示す。
- ・「<」は定量下限値未満を示す。